

●下水道排水設備工事費補助金交付制度

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・供用開始区域内の建物の建物を個人で所有し、現に居住している方（新築・法人を除く） ・市税、受益者負担金（分担金）を滞納していないこと ・供用開始から3年以内に申請した方 |
| 補助金額の額 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備工事費相当額の2分の1（上限30万円） ・浄化槽等を撤去する工事費相当額（上限12万円） |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・1つの建造物につき、1回限りの補助となります。 ・工事費補助金交付制度と工事資金貸付制度の併用はできません。 |

●下水道排水設備工事費補助金交付に関する書類提出の流れ

| | |
|-------------------|---|
| 排水設備工事費補助金交付申請 | <p>○むつ市下水道排水設備工事費補助金交付申請書（様式第1号） ※申請書に必要な書類は、排水設備工事費補助金交付関係書類チェックシートを参照すること。また、提出の際には、チェックシートも一緒に提出すること。必ず下水道職員に手渡し提出すること。 重要！申請書提出日の日付を必ず記入してください！</p> <p>☆☆ 申請書審査 ☆☆ 提出された申請書及び添付書類を審査。補助金交付条件を満たせば、補助金交付決定通知書を交付。</p> <p>●むつ市下水道排水設備工事費補助金交付決定通知書 ※遅くとも1週間前後で通知書が出来上がるので、下水道課に来庁し、交付を受けること。</p> |
| 排水設備工事変更（中止・廃止）承認 | <p>■ 工事中止・廃止により補助金交付取り下げや工事変更により工事費の増減がある場合 ■</p> <p>○排水設備工事変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号） ※申請書に必要な書類は、排水設備工事費補助金交付関係書類チェックシートを参照すること。また、提出の際には、チェックシートも一緒に提出すること。必ず下水道職員に手渡し提出すること。 重要！申請書提出日の日付を必ず記入してください！</p> <p>☆☆ 申請書審査 ☆☆ 提出された変更申請書及び添付書類を審査。適合となれば、工事変更承認通知書を交付。添付資料不備・不適の場合は、施工業者（指定工事店）へ修正及び指示を連絡し、再提出。</p> <p>●むつ市下水道排水設備工事変更承認通知書 ※下水道課より、修正及び指示がない場合、遅くとも1週間前後で通知書が出来上がるので、下水道課まで来庁し、交付を受けること。</p> |
| 排水設備工事完了報告 | <p>○むつ市下水道排水設備工事完了報告書（様式第6号） ※報告書に必要な書類は、排水設備工事費補助金交付関係書類チェックシートを参照すること。また、提出の際には、チェックシートも一緒に提出すること。必ず下水道職員に手渡し提出すること。 重要！報告書提出日の日付を必ず提出してください！</p> <p>☆☆ 報告書審査 ☆☆ 提出された報告書及び添付書類を審査。添付資料不備・修正の場合、施工業者（指定工事店）へ連絡し、書類差替え。</p> <p>●むつ市下水道排水設備工事費補助金確定通知書 ※完了検査終了後、遅くとも1週間前後で通知書が出来上がるので、下水道課まで来庁し、交付を受けること。</p> <p>●むつ市下水道排水設備工事費補助金確定金額の支払い手続き ※下水道課よりむつ市出納室へ申請者の金融機関指定口座へ振込み（支払い）依頼</p> |